令和８年１０月２日判決言渡　同日原本領収　裁判所書記官

令和７年（ワ）第２６５１１号　損害賠償請求事件

口頭弁論終結日　令和８年７月８日

判　　決

原　　告　　弁護士法人エッグ

（以下「原告法人」という。）

原　　告　　Ａｉ

（以下「原告個人」という。）

被　　告　　Ｂｉ

主　　文

１　被告は、原告個人に対し、２万円及びうち５０００円に対する令和７年１０月１４日から、うち５０００円に対する同月１８日から、うち５０００円に対する同月２９日から、うち５０００円に対する同年１２月１日から各支払済みまで年３％の割合による金員を支払え。

２　原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

３　訴訟費用は、原告法人に生じた費用と被告に生じた費用の２分の１を原告法人の負担とし、原告個人に生じた費用と被告に生じた費用の２分の１はこれを２０分し、その１９を原告個人の負担とし、その余は被告の負担とする。

４　この判決は、第１項に限り、仮に執行することができる。

事　実　及　び　理　由

第１　請求

１　被告は、原告法人に対し、１００万円及びこれに対する令和７年９月１２日

から支払済みまで年３％の割合による金員を支払え。

２　被告は、原告個人に対し、７０万円及びうち３０万円に対する令和７年９月１２日から、うち２０万円に対する同年１０月１４日から、うち７万円に対する同月１８日から、うち３万円に対する同月１９日から、うち５万円に対する同月２９日から、うち２万円に対する同年１１月７日から、うち３万円に対する同年１２月１日から各支払済みまで年３％の割合による金員を支払え。

第２　事案の概要等

１　事案の要旨

本件は、原告らが、被告がＳＮＳであるＸ（インターネットを利用してポストと呼ばれるメッセージ等を投稿することができる情報ネットワーク。以下同じ。）に投稿した別紙投稿記事目録記載の本件投稿１（以下「本件投稿１」という。）が原告らの名誉権を、同目録記載の本件投稿２（以下「本件投稿２」という。）が原告個人の名誉権、著作権（公衆送信権）及び著作者人格権（公表権）を、同目録記載の本件投稿３及び６ないし８（以下「本件投稿３」及び「本件投稿６」ないし「本件投稿８」という。）が原告個人の著作権（公衆送信権）又は著作者人格権（公表権）を、同目録記載の本件投稿４及び５（以下「本件投稿４」及び「本件投稿５」といい、本件投稿１ないし３及び６ないし８と併せて「本件各投稿」という。）が原告個人の著作権（公衆送信権）を、それぞれ侵害すると主張して、被告に対し、以下の請求をする事案である。

⑴　原告法人

不法行為に基づく損害賠償金１００万円及びこれに対する本件投稿１の投稿日である令和７年９月１２日から支払済みまで民法所定の年３％の割合による遅延損害金の支払

⑵　原告個人

不法行為に基づく損害賠償金７０万円及びうち３０万円に対する本件投稿１の投稿日である令和７年９月１２日から、うち２０万円に対する本件投稿

２の投稿日である同年１０月１４日から、うち７万円に対する本件投稿３の投稿日である同月１８日から、うち３万円に対する本件投稿５の投稿日である同月１９日から、うち５万円に対する本件投稿６の投稿日である同月２９日から、うち２万円に対する本件投稿７の投稿日である同年１１月７日から、うち３万円に対する本件投稿８の投稿日である同年１２月１日から各支払済みまで民法所定の年３％の割合による遅延損害金の支払

２　前提事実（当事者間に争いのない事実、当裁判所に顕著な事実並びに後掲証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

⑴　当事者等

ア　原告法人は、弁護士法人であり、原告個人は、原告法人の代表社員であり、第二東京弁護士会に所属する弁護士である。

イ　被告は、本件各投稿を行った者である。

⑵　被告による投稿

被告は、別紙投稿記事目録の投稿日欄記載の日に本件各投稿を行った。

また、本件投稿２には、住所などをマスキングした本件の訴状（以下「本件訴状」という。）の画像が、本件投稿３には本件の令和７年１０月１４日付け訴え変更（請求の拡張）申立書（以下「本件訴えの変更申立書１」という。）の画像が、本件投稿４には下記アの内容の原告個人のＸへの投稿（以下「原告投稿１」という。）をスクリーンショットした画像が、本件投稿５には下記イの内容の原告個人のＸへの投稿（以下「原告投稿２」という。）をスクリーンショットした画像が、本件投稿６には本件の令和７年１０月２０日付け訴えの変更（請求の拡張）申立書（以下「本件訴えの変更申立書２」という。）の画像が、本件投稿７には本件の令和７年１０月３１日付け訴えの変更（請求の拡張）申立書（以下「本件訴えの変更申立書３」という。）の１枚目の画像が、本件投稿８には本件の移送決定のデータ及び同決定に係る移送申立事件において原告らが当裁判所に提出した令和７年１１月１１日

付け意見書（以下「本件意見書」という。）の一部の画像がそれぞれ添付されていた。

ア　原告投稿１

わいが日弁連の会長になったら①無料法律相談の禁止（価格下げ競争は良くない)、②「品位」などという一般条項頼みの懲戒制度の基準の明確化と手続規則の整備、③法曹一元化制度導入へ働きかけ、ぐらいはしたいと思ってる。

イ　原告投稿２

【パート弁護士大募集！！】

弁護士法人エッグでは、主として

・「弁護士業務自体に疲れて、そこまでの量をこなせない…」

・「育児に専念したいため、なるべく在宅や時短で働きたい…」

・「弁護士業務は副業で、別の本業を始めたい…」

という方向けに、新しくパート勤務のできる弁護士を募集したいと思います！！

〔待遇〕

○月収５０万円～（＋インセンティブ）

○案件内容：詐欺事件（トップクラス)、開示事件、男女問題、刑事事件…等々

〔応募方法〕

○とにかく話しましょう！笑

弁護士業務において一番大事なのは人柄です。ですので、こちらにＤＭ頂くか、末尾ＬＩＮＥまで「興味があります」旨ご連絡ください。

⑶　本件訴状等の制作者

本件訴状、本件訴えの変更申立書１ないし３、原告投稿１及び２並びに本件意見書は、原告個人が制作したものである。

⑷　本件訴状及び本件訴えの変更申立書１ないし３の陳述

原告は、令和８年２月１０日の本件第１回弁論準備手続期日において、本件訴状及び本件訴えの変更申立書１ないし３を陳述し、また、同年７月８日の本件第１回口頭弁論期日において、弁論準備手続の結果を陳述した。

３　争点

⑴　本件投稿１に係る名誉権侵害の有無（争点１）

⑵　本件投稿２に係る権利侵害の有無（争点２）

ア　名誉権侵害の有無（争点２－１）

イ　公衆送信権及び公表権侵害の有無（争点２－２）

⑶　本件投稿３、６ないし８に係る公衆送信権及び公表権侵害の有無（争点３）

⑷　本件投稿４及び５に係る公衆送信権侵害の有無（争点４）

⑸　本件投稿１に係る免責事由の有無（争点５）

⑹　本件投稿２ないし８に係る引用の成否（争点６）

⑺　損害の発生及びその額（争点７）

第３　争点に関する当事者の主張

１　争点１（本件投稿１に係る名誉権侵害の有無）について

（原告らの主張）

本件投稿１は、弁護士又は弁護士法人である原告らが示談金の請求詐欺をビジネスにしているといった虚偽の事実を摘示するものであるから、原告らの社会的評価を低下させるものである。

（被告の主張）

否認ないし争う。

本件投稿１は、原告らが行っている開示請求と示談請求という手法について、「示談金請求をビジネスにしているように見える」という印象を述べた論評であり、虚偽の事実を摘示したものではない。

２　争点２（本件投稿２に係る権利侵害の有無）

⑴　争点２－１（名誉権侵害の有無）について

（原告個人の主張）

本件投稿２は、弁護士である原告個人が仮に「過去の行為を蒸し返されて、ピエン」しており、しかもそれを訴状に書いているのだとしたら、対外的にはこの弁護士は無能であるという意見論評を表明するものであるから、原告個人の社会的評価を低下させるものである。

（被告の主張）

否認ないし争う。

本件投稿２は、原告らが実際に行っている業務のあり方に対する批評であり、「ピエン」などの感情的反応を問題にしたものではない。

⑵　争点２－２（公衆送信権及び公表権侵害の有無）について

（原告個人の主張）

被告による本件投稿２は、陳述前の未公開である本件訴状について、公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信をするものであると同時に、公衆に提示する行為であるから、原告個人の公衆送信権及び公表権を侵害する。

（被告の主張）

争う。

３　争点３（本件投稿３、６ないし８に係る公衆送信権及び公表権侵害の有無）について

（原告個人の主張）

⑴　本件投稿３、６及び７について

被告による本件投稿３、６及び７は、陳述前の未公開である本件訴えの変更申立書１ないし３について、公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信をするものであると同時に、公衆に提示する行為であるから、原告個人の公衆送信権及び公表権を侵害する。

⑵　本件投稿８について

移送決定は口頭弁論を経ることを要しないため、移送申立事件において提出された本件意見書は、仮に決定が出された後であっても、陳述前の未公開の訴状と同様の扱いがなされるべきである。

被告による本件投稿８は、未公開の本件意見書について、公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信をするものであると同時に、公衆に提示する行為であるから、原告個人の公衆送信権及び公表権を侵害する。

（被告の主張）

争う。

４　争点４（本件投稿４及び５に係る公衆送信権侵害の有無）について

（原告個人の主張）

被告による本件投稿４及び５は、原告投稿１及び２をスクリーンショットした画像について、公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信をするものであるから、原告投稿１及び２に係る原告個人の公衆送信権を侵害する。

（被告の主張）

争う。

５　争点５（本件投稿１に係る免責事由の有無）について

（被告の主張）

本件投稿１は、原告らが、「おいこら」との名称でＸで活動している者の代理人として、多数のＸのアカウントに対して開示請求を行い、開示後すぐに示談金の支払を求める通知を送付していたことについて、被告に相談が寄せられていたことを発端として、このような原告らの業務手法について、法制度の運用や弁護士の業務行為の在り方という公共的な問題として、論評を行うものである。

（原告らの主張）

上記１（原告らの主張）のとおり、本件投稿１は虚偽の事実を摘示するものであり、意見論評を内容とするものではない。また、仮に意見論評だとしても、前提事実の真実性や相当性に関する主張はない。

原告法人は、「おいこら」から依頼を受けて複数の人に開示請求を行い、そのうちの一部の人に示談書を送付していることは真実であるが、その後に調停や訴訟に移行した形跡がないということは虚偽であり、実際に訴訟移行した事例や準備事例、刑事告訴に至った事例もある。

６　争点６（本件投稿２ないし８に係る引用の成否）について

（被告の主張）

⑴　本件投稿２、３、６ないし８について

本件投稿２、３、６ないし８は、原告らから提起された訴訟の内容を説明した上で、それに対する被告の意見・評価を述べることを目的として行われたものである。

また、被告は、本件訴訟の当事者であり、自らに対する請求内容について説明し、意見を述べる立場にあることから、そのために必要な範囲で引用したにすぎない。

⑵　本件投稿４及び５について

本件投稿４及び５は、原告個人の行為に関する問題提起や評価を行うために必要な範囲で引用したものであり、引用部分は、被告の意見・評価を補足する範囲にとどまっている。

（原告個人の主張）

否認ないし争う。

本件は、訴えを提起された被告が、その心理的不安や焦りからか世間に向けてこれを公表し、勝手に社会的意義などといい始めたものにすぎない。

また、本件投稿２ないし８は、専ら原告個人を馬鹿にし、非難する目的で行

われているものであり、「報道、批評、研究その他の引用の目的」に当たらない。

7　争点７（損害の発生及びその額）について

（原告らの主張）

本件各投稿により、原告らには以下の損害が生じている。

⑴　本件投稿１

ア　原告法人の損害　１００万円

原告法人は本件投稿１により、原告らの依頼者やこれから依頼しようとしている者に動揺が生まれ、原告らの経済的信用に傷が生じているほか、原告法人に勤務する従業員らにも動揺が広がっている。

そして、被告は、本件投稿２において反省の態度を示さないばかりか、依頼者等に動揺が生じていることについて自業自得などと投稿しており、原告法人の精神的苦痛が増大している。

このような精神的苦痛に係る慰謝料は１００万円が相当である。

イ　原告個人の損害　　３０万円

原告個人は、本件投稿１により、原告らの依頼者やこれから依頼しようとしている者に動揺が生まれ、原告らの経済的信用に傷が生じている。

このような精神的苦痛に係る慰謝料は３０万円が相当である。

⑵　本件投稿２

被告は、本件訴状の送達が完了し、少しは黙るかと思いきや、全く反省していないどころか、相変わらず独自の法律理論で原告個人を煽るような本件投稿２を行っており、更なる名誉毀損を重ねるものとして悪質極まりないものであり、原告個人の名誉に大きな傷がついている。

本件投稿２による損害は、２０万円と算定するのが相当であり、その内訳は以下のとおりである。

ア　名誉権侵害　　３万円

イ　公衆送信権侵害　　５万円

ウ　公表権侵害　　１２万円

⑶　本件投稿３

ア　公衆送信権侵害　　１万円

イ　公表権侵害　　３万円

⑷　本件投稿４及び５

公衆送信権侵害　　各３万円

⑸　本件投稿６

本件投稿６による損害は、被告において明らかに故意ながら全く反省の態度がなく、むしろ堂々と侵害行為を行っていることから、５万円と算定するのが相当であり、その内訳は以下のとおりである。

ア　公衆送信権侵害　　１万円

イ　公表権侵害　　４万円

⑹　本件投稿７

本件投稿７による損害は、被告に反省の態度が引き続き見られないことから、２万円と算定するのが相当であり、その内訳は以下のとおりである。

ア　公衆送信権侵害　　１万円

イ　公表権侵害　　１万円

⑺　本件投稿８

本件意見書は、分量は少ないものの、創作性の高い部分であることから、本件投稿８による損害は、３万円と算定するのが相当であり、その内訳は以下のとおりである。

ア　公衆送信権侵害　　１万円

イ　公表権侵害　　２万円

（被告の主張）

否認ないし争う。

第４　当裁判所の判断

１　争点１（本件投稿１に係る名誉権侵害の有無）について

⑴　判断枠組み

名誉毀損の不法行為は、問題とされる表現が、人の社会的評価、すなわち、品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価を低下させるものであれば、成立し得るものであるところ、投稿等の内容が人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、当該投稿等についての一般の閲覧者の普通の注意と理解の仕方とを基準として判断すべきである（最高裁昭和２９年（オ）第６３４号同３１年７月２０日第二小法廷判決・民集１０巻８号１０５９頁、最高裁平成１４年（受）第８４６号同１５年１０月１６日第一小法廷判決・民集５７巻９号１０７５頁参照）。

⑵　本件について

本件投稿１の内容は、一般の閲覧者の普通の注意と理解を基準とすれば、原告個人が「おいこら」から依頼を受けて、複数の者に対して発信者情報開示請求を行い、開示を受けた情報を用いて一部の者に示談書を送付している事実及び被告において調停や訴訟に移行した形跡を見ていないという事実を摘示し、その事実を前提に、被告としては、そのような原告個人の弁護士業務が示談金の請求詐欺や振り込め詐欺まがい、又はスラップ訴訟まがいに見えるという意見ないし論評を表明したものと認められる。

このような本件投稿１は、一般の閲覧者の普通の注意と理解を基準とすれば、原告個人が「おいこら」の代理人として行う弁護士業務は、被告からすると、詐欺やスラップ訴訟まがい等に見えるという被告の個人的な見解を示していると理解するものであり、原告らが示談金の請求詐欺をしているとの事実を述べているとは認識しないから、原告らの社会的評価を低下させるものということはできない。

したがって、本件投稿１が原告らの名誉権を侵害するとは認められない。

２　争点２（本件投稿２に係る権利侵害の有無）について

⑴　争点２－１（名誉権侵害の有無）について

本件投稿２の内容は、一般の閲覧者の普通の注意と理解を基準とすれば、原告個人は、Ｘにおいて被告の投稿に反論せず、添付した本件訴状の内容で損害賠償請求訴訟を提起した事実、同訴訟において被告の投稿を切り取って主張している事実を摘示し、その事実を前提に、原告個人が「ピエン」しているということや本件訴状で主張されている損害が自業自得であること、弁護士が一般人に訴訟提起することが職権の濫用に近いという意見ないし論評を表明したものと認められる。

原告は、本件投稿２のうち「過去の行為を蒸し返されて、ピエンしているって感じです。」の部分は、原告個人が弁護士として無能であるとの表明にあたるなどと主張するが、一般の閲覧者の普通の注意と理解を基準としても、同部分が具体的に何を意味しているのか不明であるから、当該部分が、弁護士として無能であるとの表明に当たるものとは解されない。

したがって、本件投稿２が原告個人の名誉権を侵害するものとは認められない。

⑵　争点２－２（公衆送信権及び公表権侵害の有無）

本件訴状は、原告個人の思想を創作的に表現したものであって、学術の範囲に属するものと認められることから、著作物であると認められ、その著作者である原告個人が著作権を有していると認められる。

そして、前提事実⑵及び⑷によれば、本件投稿２は、本件訴状の住所部分をマスキングした画像を公衆送信するとともに、未公表の本件訴状を公衆に提示するものといえるから、原告個人の著作権（公衆送信権）及び著作者人格権（公表権）を侵害するものと認められる。

３　争点３（本件投稿３、６ないし８に係る公衆送信権及び公表権侵害の有無）について

⑴　本件投稿３及び６

本件訴え変更申立書１及び２は、原告個人の思想を創作的に表現したものであって、学術の範囲に属するものと認められることから、著作物であると認められ、その著作者である原告個人が著作権を有していると認められる。

そして、前提事実⑵及び⑷によれば、本件投稿３は本件訴えの変更申立書１の画像を、本件投稿６は本件訴えの変更申立書２の画像を、それぞれ公衆送信するとともに、未公表の本件訴えの変更申立書１及び２を公衆に提示するものといえるから、原告個人の著作権（公衆送信権）及び著作者人格権（公表権）を侵害するものと認められる。

⑵　本件投稿７

本件訴え変更申立書３の一枚目には、本件に係る事件番号、当事者の表記、作成年月日、作成名義人、事件名の表示、訴訟物の価額、貼用印紙額、変更後の請求の趣旨及び変更の後の請求の原因の一部が記載されているところ、これらの記載は、訴えの変更申立書において通常記載される内容であり、平凡かつありふれたものであること、変更後の請求の原因の記載も「原告ら令和７年１０月２０日付訴えの変更申立書の送達を受けて、被告は、令和７年１０月２９日、本件アカウントを用いて、以下の投稿を行った（甲」というものであり、同種文書における請求原因の記載として特段の創作性を認め難いものであることからすると、本件訴え変更申立書３の一枚目は原告個人の個性が表現されたものとはいえず、本件投稿７が原告個人の著作権（公衆送信権）及び著作者人格権（公表権）を侵害するものとは認められない。

⑶　本件投稿８

本件投稿８に添付されている本件意見書の一部は、原告個人の思想を創作的に表現したものであって、学術の範囲に属するものと認められることから、著作物であると認められ、その著作者である原告個人が著作権を有していると認められる。

そして、前提事実⑵及び⑷によれば、本件投稿８は、本件意見書の一部の画像を公衆送信するとともに、未公表の本件意見書の一部を公衆に提示するものといえるから、原告個人の著作権（公衆送信権）及び著作者人格権（公表権）を侵害するものと認められる。

４　争点４（本件投稿４及び５に係る公衆送信権侵害の有無）について

前提事実⑵によれば、本件投稿４は、原告投稿１をスクリーンショットした画像を、本件投稿５は、原告投稿２をスクリーンショットした画像を、それぞれ公衆送信するものといえるから、原告個人の著作権（公衆送信権）を侵害するものと認められる。

５　争点６（本件投稿２ないし８に係る引用の成否）について

⑴　本件投稿２、３、６及び８について

被告は、本件投稿２、３、６及び８は、原告らから提起された訴訟の内容を説明した上で、それに対する被告の意見・評価を述べることを目的として行われたものであり、必要な範囲で本件訴状、本件訴えの変更申立書１及び２並びに本件意見書を引用したものである旨主張する。

しかしながら、前提事実⑵及び⑷によれば、本件投稿２、３、６及び８に添付されていた本件訴状、本件訴えの変更申立書１及び２並びに本件意見書はいずれも投稿時に公開の法廷において陳述されておらず、また、本件全証拠によっても公表されていたとは認められないことから、「公表された著作物」であるとはいえない。

⑵　本件投稿４及び５について

被告は、本件投稿４及び５は、原告個人の行為に関する問題提起や評価を行うために必要な範囲で引用したものである旨主張する。

しかしながら、本件投稿４の本文は「ふむふむ」のみであって、原告投稿１の感想を極めて短文で述べるものであり、また、本件投稿５の本文は原告投稿２の一部である「弁護士業務において一番大事なのは人柄です。」をそ

のまま述べるものにすぎず、その投稿内容からは、投稿の目的が原告個人の行為に関する問題提起や評価であるかは明らかではないし、引用部分が、被告の意見・評価を補足する範囲にとどまっているとも認められない。

したがって、本件投稿４及び５における原告投稿１及び２をスクリーンショットした画像の掲載は、「報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるもの」とは認められない。

⑶　小括

以上によれば、本件投稿２ないし６及び８における本件訴状、本件訴えの変更申立書１及び２、本件意見書、原告投稿１及び２をスクリーンショットした画像の添付は、著作権法３２条１項に定められた適法な引用に該当するとは認められない。

６　争点７（損害の発生及びその額）について

⑴　著作権（公衆送信権）侵害に係る損害

原告個人は、公衆送信権侵害に係る損害額について、本件投稿２について５万円、本件投稿３について１万円、本件投稿４及び５について各３万円、本件投稿６及び８について各１万円である旨主張する。

しかしながら、原告個人は、これらの損害の性質を明らかにせず、また、損害額について何ら立証をしていないことから、原告個人が主張する損害が発生したものとは認められない。

なお、原告個人は、損害の理由として、原告個人の名誉が害されていることや、被告が反省していないことなどを主張しており、慰謝料を主張するものとも解し得るところ、そのように解したとしても、公衆送信権の侵害は財産権の侵害であることから、特段の事情のない限り慰謝料を請求することはできず、本件において、上記特段の事情があるとも認められない。

⑵　著作者人格権（公表権）侵害に係る損害

本件訴状、本件訴えの変更申立書１及び２については、その性質上、公開

の法廷における陳述が予定されており、実際に、公開の法廷において陳述されたものであること、また、これらの書面及び本件意見書は、いずれも閲覧等制限の対象とはなっておらず、民事事件の記録として第三者が閲覧等をすることができる状態にあったことに加え、原告個人は、上記第３の７（原告らの主張）のとおり、「本件訴状の送達が完了し、少しは黙るかと思いきや、全く反省していない」、「被告に反省の態度が引き続き見られない」などと主張して、本件訴訟の提起ないし本件訴えの変更申立書１ないし３に係る申立ての動機の一部が、被告による原告らへの批判を抑止し、被告に反省を促す点にあるかのように主張し、実際にも、前提事実⑵のとおり、本件訴えの変更申立書１ないし３に係る各申立ては、被告によりこれらの画像が投稿された日と同日又はその直後に行われていることなど、本件に現れた一切の事情を考慮すると、本件訴状、本件訴えの変更申立書１及び２並びに本件意見書の公表権侵害に対する慰謝料は各５０００円と認めるのが相当である。

⑶　小括

したがって、本件投稿２、３、６及び８と相当因果関係がある原告の損害は、２万円と認められる。

第５　結論

以上によれば、原告法人の請求は理由がないから棄却し、原告個人の請求は、主文掲記の限度で理由があるからこれを認容し、その余の請求は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第２９部

裁判長裁判官

澁　　谷　　勝　　海

裁判官

塚　　田　　久　　美　　子

裁判官

浅　　川　　浩　　輝

（別紙）投稿記事目録

（省略）